

任意継続組合員 資格喪失届

共済組合決裁欄		
事務局次長	係長	係員

大阪市職員共済組合理事長 あて

届出者氏名		印	組合員との続柄	
届出者住所	〒		(電話番号)	— —
記号—番号	99 —		組合員氏名 (届出者が本人の場合不要)	

以下の該当する番号に○をして頂き、必要事項を記入して下さい。

- ① 再就職のため、他の健康保険等に加入（新たに交付された被保険者証を転記し、コピーを添付してください。）

交付年月日	令和 年 月 日	記号—番号	—
資格取得年月日	令和 年 月 日	保険者番号	
保険者名称			

※ 当共済組合が交付した共済組合員証・被扶養者証等はすべて返却してください。

- ② 組合員の希望による喪失（家族の被扶養者になるときや、国民健康保険に加入するときなど）

※ 喪失日につきましては地方公務員等共済組合法第144条の2第5項第5号により当組合が受付をした日の翌月の初日となります。（例）10月18日受付 → 11月1日喪失

※ 資格喪失証明書については、資格喪失日に当共済組合から発送します。（休日の場合は翌営業日）

※ 資格喪失後すみやかに、当共済組合が交付した組合員証・被扶養証等の返却をお願いします。

- ③ 死亡による喪失

令和 年 月 日、組合員が死亡したので届出ます。

※ 組合員証等は返却してください。

※ 組合員の死亡の事実を証明する書類(写し可)を添付してください。

※ 埋葬料・弔慰金を受け取られる場合には、別途、『埋葬料・同附加金請求書』・『弔慰金請求書』および『口座登録・変更申出書〔埋葬料・弔慰金用〕』を提出してください。

※ 弔慰金は非常災害により死亡した場合のみ給付します。

※ 地方公務員等共済組合法第47条の規定により支払未済の短期給付金を請求される場合は、別途『支払未済短期給付金請求書』を提出してください。

また、その他の書類が必要となる場合があります。

受付印

届出についての注意事項

この届出書は、再就職や本人希望等で任意継続をやめる場合に、当共済組合に提出するものです。なお、組合員証等は破棄せず、当共済組合に返却してください。

記入方法について

○届出者欄

- ・ 届出者氏名、組合員との続柄、届出者住所、電話番号、記号一番号を記入してください。
- ・ 組合員氏名欄については、届出者が組合員であれば記入不要です。
- ・ 本人死亡の場合は、届出者氏名、組合員との続柄、届出者住所、電話番号、記号一番号を記入し、組合員氏名も記入してください。

①再就職のため、他の健康保険等に加入した場合

- ・ 再就職で健康保険等の資格を取得した場合は、任意継続組合員の資格を喪失しますので、新たに発行された被保険者証等の内容を記入してください。
- ・ 届出時の添付書類に、新しい被保険者証等の写しが必要です。
- ・ 届出は新しい被保険者証等の交付後に行ってください。

②組合員の希望による喪失の場合

- ・ 組合員の希望により喪失したい場合（家族の被扶養者になるときや、国民健康保険に加入等）は、②を選択してください。
- ・ 資格については、当共済組合が受理した月の末日までですので、ご注意ください。
- ・ 資格喪失後は、すみやかに任意継続組合員証等を当共済組合に送付してください。

③死亡による喪失の場合

- ・ 組合員が亡くなった場合は、亡くなった日付を記入してください。
- ・ 届出時の添付書類に、死亡の事実を確認できる書類が必要です。
- ・ 埋葬料・弔慰金を請求する場合には、別途「埋葬料・同附加金請求書」・「弔慰金請求書」を提出してください。
- ・ その他、支払未済の短期給付金がある場合、別途「支払未済短期給付金請求書」を提出してください。また、その他の書類が必要となる場合があります。